



年度 家屋敷課税 事業所課税 に係る申告書

近江八幡市長 宛

年 月 日 提出

近江八幡市内に事務所・事業所・家屋敷を有していますので、市税条例第36条の2第7項の規定により下記のとおり申告します。

納 税 義 務 者	住所	〒		
	フリガナ			
	氏名	(印)	個人番号	
	生年月日	明・大・昭・平 年 月 日	電話番号	() -
	前年中の 合計所得金額	円 確定申告書の控えや源泉徴収票などの コピーを添付してください。		
本人該当	障害者・寡婦・寡夫・未成年者 (該当する方は○印で囲んでください)		扶養家族の氏名をご記入ください	
扶養家族	配偶者 有 ・ 無 その他 人			
家 屋 敷 等 該 当 地	区分	事務所 ・ 事業所(工場等) ・ 家屋敷 (該当するものを○印で囲んでください)		
	所在地	近江八幡市		
	職業		フリガナ 屋号・雅号	

留意事項□

- (1) 1月1日現在、近江八幡市内に住所を有しない方であっても、市内に事務所・事業所・家屋敷を有している場合は、市民税・県民税の均等割が近江八幡市で課税されます。家屋敷等課税に該当される方は、この申告書欄の必要事項を明記のうえ、近江八幡市役所税務課もしくは安土町総合支所安土未来づくり課へご提出ください(郵送可)。
- (2) 事務所・事業所とは、事業の必要から設けられた人的および物的設備であって、事業を行うための設備があり、そこで継続して事業が行われている場所をいいます。必ずしも自己所有のものとは限らず、借りていても該当します。(例えば、医師・弁護士・税理士などが住宅以外に設ける診療所・事務所・店舗などがこれに該当します。)
- (3) 家屋敷とは、自己または家族居住の目的で、住所地以外の場所に設けられた独立性のある住宅で、いつでも自由に居住できる状態である建物のことをいいます。必ずしも、現在の居住の有無および自己所有かどうかを問いません。(例えば、住宅地以外の場所に設ける別荘やマンション、生活の本拠地を別に設けている単身赴任者が妻子を常時住まわしている住宅(実家)などがこれに該当します。)
- (4) この申告書の書き方等について、ご不明な点がございましたら近江八幡市役所税務課までお問い合わせください。(電話:代表0748-33-3111[内線244]、直通0748-36-5505)